報　道　資　料

発 表 日：令和 8 年 11 月 12 日
問合せ先：食農部畜産課
中西、宮﨑
0742-27-7450(内線 63433、63440)

京都府亀岡市における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う県内での対応について

11 月 12 日に、京都府亀岡市の農場において、今シーズン国内 1 例目の高病原性鳥インフルエンザが発生しました。これに伴う本県での対応状況は以下のとおりです。**現時点で、県内で陽性を疑う異状は報告されていませんが**、引き続き情報把握に努めていきます。

1　発生を受けての県内での対応

○県家畜保健衛生所が 100 羽以上の家きん（鶏等）の県内飼養者（43 戸※）に対し、電話による聞き取り調査を実施するとともに早期発見・早期通報について再徹底しました。

＜調査事項等＞

異状の有無の確認、飼養衛生管理の再確認

＊現時点で異状なし

○上記を含めて、家畜伝染病予防法により届出をしている家きん飼養者（125 戸※）へ、本日付けで広報誌による注意喚起を実施

○食農部を中心に、発生状況・対応状況の情報共有

※100 羽以上の県内家きん飼養者　43 戸（約 34 万羽）
100 羽未満の県内家きん飼養者　82 戸（約 1,030 羽）
合計 125 戸

2　報道機関の皆様へ

1)　我が国の現状においては家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

2)　各農場への取材は､本病を含む家畜伝染病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いします。

3)　今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いします。